

株式会社ムトウ

認定番号：18002

新規認定日：平成30年5月2日

更新日：令和元年8月1日



〈達成している項目〉

28の取組項目中、**19項目**達成！

I 実現に向けての手法・工夫

生産性向上の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員向けの研修制度がある ・キャリアアップの目標設定の支援又はキャリア形成の相談体制がある
	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日前1年間において、上記のうち、従業員向けの研修制度の利用の実績がある
従業員へのアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革に係る制度、事業等の説明会を開催している ・「ノー残業推進月間」等のキャンペーンを実施している
	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日前1年間において、社内の親睦を図るイベントの開催実績がある

II 分野別の取組み

(1) 非正規雇用の処遇改善，正規雇用の推進

非正規雇用の労働者の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ・職務に応じた非正規雇用の労働者の賃金規定がある
働き方改革に対応した人事評価・処遇	<ul style="list-style-type: none"> ・相談室の設置等の職場における各種ハラスメントの防止の措置がある ・目標管理制度導入による人事評価を行っている

(2) 長時間労働の是正

長時間労働の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・「ノー残業デー」の設定等の勤務時間の縮減を奨励する施策をとっている
	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外労働の上司による事前承認を徹底している
年次有給休暇の取得の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・時間単位又は半日単位での休暇制度がある
	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の休暇取得状況を把握している
業務改善の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・会議時間の見直し

(3) ワークライフバランスの確保

治療と仕事の両立の支援	・疾病の治療及び通院のための休暇制度がある
	・申請日前1年間において、上記の制度の利用の実績がある
介護と仕事の両立の支援	・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児法」という。）に基づく事業主が講ずべき措置を上回る制度がある
子育てと仕事の両立の支援	・育児法に基づく事業主が講ずべき措置を上回る制度がある

(4) ダイバーシティの推進

若者が働きやすい環境整備	・若者（45歳未満）の定着を支援する制度がある
	・キャリアアップに資する研修等の人材育成制度がある
	・直近の3事業年度の新規学卒等採用者である正社員の離職率が20%以下である
高齢者の活躍の推進	・65歳以降の継続雇用制度がある
多様な人が多様な働き方をする職場づくりの促進	・結婚した後の旧姓使用を認める制度がある

〈ひとことコメント〉

弊社は、今年で創立60周年を迎えました。「かけがえない環境のために」をキャッチフレーズに、これからも常に環境の変化を敏感に捉え、社員一丸となって新たな価値を創造し、社会に貢献できる企業であり続けたいと思います。そのためには、会社のために、自分のために、家族のために、地域のために時間を費やし、その中で自らの新たな価値を見出し伸ばしていく必要があると考えます。

新たな価値を創造する源泉は人財です。性別や年齢、人種や国籍、障がいの有無等に拘らず、多様な能力を持った人財が、自ら考え、自ら決断して実行できる企業でありたいと思います。

これまでの組織に軸を置いた仕組みから、個と組織の調和に軸を置いた視点で、働く人々の意欲と能力を高め、ひとり一人が生き活きとコミットできる組織を目指し、今後とも努力していきたいと思ひます。



▲社内旅行…山口県角島に行ってきました。



▲女性専用「小町ルーム」

